

吹田市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策応援金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市内の障害福祉サービス事業所等に対し、予算の範囲において、市が物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、物価高騰の影響を受けている事業所の事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項及び第18項並びに吹田市地域生活支援事業実施規則（平成18年吹田市規則第49号）に規定するサービスのうち、別表1に定めるサービスを提供する事業所とする。ただし、次の各号の事業所を除く。

- (1) 共生型障害福祉サービスとして事業所指定を受けている事業所
- (2) 設置者が地方公共団体である事業所
- (3) 同一所在地において介護保険法に定める訪問介護の指定を受けている居宅介護事業所
- (4) 同一所在地において居宅介護の事業所指定を受けている訪問系事業所
 - ア 重度訪問介護
 - イ 行動援護
 - ウ 同行援護
- (5) 同一所在地において就労移行支援の事業所指定を受けている就労定着支援事業所

(交付対象)

第3条 応援金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 令和7年4月1日時点で吹田市が指定又は吹田市に登録し、かつ、吹田市内に所在して運営していること。
- (2) 令和7年4月1日からこの要領に基づく申請日までの間、事業を休止していないこと。
- (3) 申請日以降、引き続き障害福祉サービス等の提供を行う予定であること。

(金額等)

第4条 応援金の額は、別表2のとおりとする。

2 応援金の交付は、1事業所につき各年度1回限りとする。

(交付申請等)

第5条 応援金の交付を受けようとする事業所は、市長が指定する期日までに、吹田市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策応援金交付申請書兼請求書

(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、応援金を交付すべきものと認めるときは、吹田市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策応援金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請及び請求をした事業所に通知するものとする。

(応援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定の日から30日以内に当該事業所に応援金を交付するものとする。

(交付の取り消し等)

第8条 市長は、第6条の規定による交付決定を受けた事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金を交付せず、又は交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により応援金を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 次条又は第10条後段の規定に違反したとき。

(3) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により応援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿等の整備)

第9条 応援金の交付を受けた事業所は、当該応援金に係る収入及び物価高騰対策に係る支出に関する帳簿並びに証拠書類を整備し、かつ、これらの帳簿等を当該交付が行われた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(報告の徴取等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、応援金の交付を受けた事業所に対し、当該応援金の用途について報告を求め、又は職員にその用途について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、当該事業所は、正当な理由がない限り、前条の帳簿等の提出その他の要求を拒んではならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、令和５年８月７日から施行する。
- ２ 令和５年８月７日施行前の要領に基づき交付された応援金については、第４条第２項における通算交付回数に含まないものとする。

附 則

- １ この要領は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ 令和６年４月１日施行前の要領に基づき交付された応援金については、第４条第２項における通算交付回数に含まないものとする。

附 則

- １ この要領は、令和６年９月１日から施行する。
- ２ 令和６年９月１日施行前の要領に基づき提出された吹田市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策応援金交付申請書兼請求書については、令和６年１２月３１日まで有効とする。

附 則

- １ この要領は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 令和７年４月１日施行前の要領に基づき交付された応援金については、第４条第２項における通算交付回数に含まないものとする。

別表 1（第 2 条関係）

居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
生活介護
短期入所（空床型短期入所を除く。）
施設入所支援
自立訓練
就労移行支援
就労定着支援
就労継続支援
共同生活援助
計画相談支援
日中一時支援事業

別表 2（第 4 条関係）

	補助種別	サービス種別	定員	支給額
1	入所系	短期入所（空床型短期入所を除く。）、施設入所支援、共同生活援助	～20 人	300,000 円
			21～40 人	400,000 円
			41～60 人	500,000 円
2	通所系	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、日中一時支援事業	～20 人	100,000 円
			21～40 人	200,000 円
			41～60 人	300,000 円
3	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、就労定着支援、計画相談支援	－	50,000 円